

第6節 対象事業の内容

6-1 太陽光発電所建設に関する基本方針

本事業は、以下を基本方針とし、将来の低炭素社会に貢献することを目指す。

- ① 周辺住民の安全に配慮した防災設備を建設します。
- ② 対象事業実施区域から流出する水の水量及び水質に配慮します。
- ③ 適切な建設工事及び保守管理業務に努め、その業務の発注に当たっては出来る限り地元企業を採用し、地域活性化を図ります。
- ④ 周囲の自然との調和に配慮した景観を目指します。
- ⑤ 自然環境や生活環境へ及ぼす影響をできる限り回避・低減するよう努めます。
- ⑥ 開発事業に起因する土砂流出等による災害の発生や、水質の汚染等により被害を与えた場合は誠意を持って対応します。
- ⑦ 説明会の開催等を通じて、地域住民の皆様の理解を得られるよう努めます。
- ⑧ 事業の内容を変更する場合は、長野県及び関係市町村や自治会等と協議します。
- ⑨ 事業を終了する場合は、設備及び施設等の処理を適切かつ速やかに行います。

6-2 対象事業実施区域及び調査範囲

対象事業実施区域の位置は、図 1-6-1 に示すとおりである。

対象事業実施区域の所在地は、諏訪市四賀 7718 番の 29、40、41 及び 7679 であり、諏訪市役所の北東約 4km に位置し、敷地面積約 196.5ha である。

調査は、対象事業実施区域及びその周辺の概況を把握するために実施した。

調査範囲については、「長野県環境影響評価技術指針マニュアル」（平成 28 年 10 月、長野県環境部）によれば「環境の連続性と事業による影響の程度を考慮して設定するが、環境要素に応じて範囲を変える必要がある。」とされている。

本事業は太陽光発電施設の設置であり、面的な事業である。「面整備事業環境影響評価技術マニュアル〔Ⅰ〕〔Ⅱ〕」（平成 11 年、面整備事業環境影響評価研究会編）によれば、「原則として事業実施区域から 200m 程度の範囲が適当と考えられる。200m 程度の範囲とは、大気質、騒音、振動（工事の実施に係るもの）等の影響範囲（一般には 50～150m）や、生物の影響範囲（植物、小動物等の移動範囲に基づき設定）が標準的に含まれる。」とされている。また、影響範囲が広い環境要素としての景観は、同マニュアルによると「標準的には対象全体の形態が捉えやすく、対象が景観の主体となる領域として、事業実施区域及びその周囲約 3km 程度の範囲が目安となる。」とされている。

本事業において環境への影響が想定される事項としては、工事中の土地の造成等に係る濁水の発生や動植物への影響、伐採や車両の走行に係る騒音等、供用後の景観等が考えられる。

以上のことを鑑み、調査範囲は対象事業実施区域を含む諏訪市、茅野市のうち図 1-6-1 に示す範囲とした。

なお、「第 3 章 環境影響の項目並びに調査、予測及び評価の手法」で取り扱う環境影響を受ける範囲は、工事中、供用後の環境要因とその程度から、影響が想定される環境要

素ごとに適切に設定することとする。

6-3 対象事業の規模

対象事業実施区域面積：196.5ha

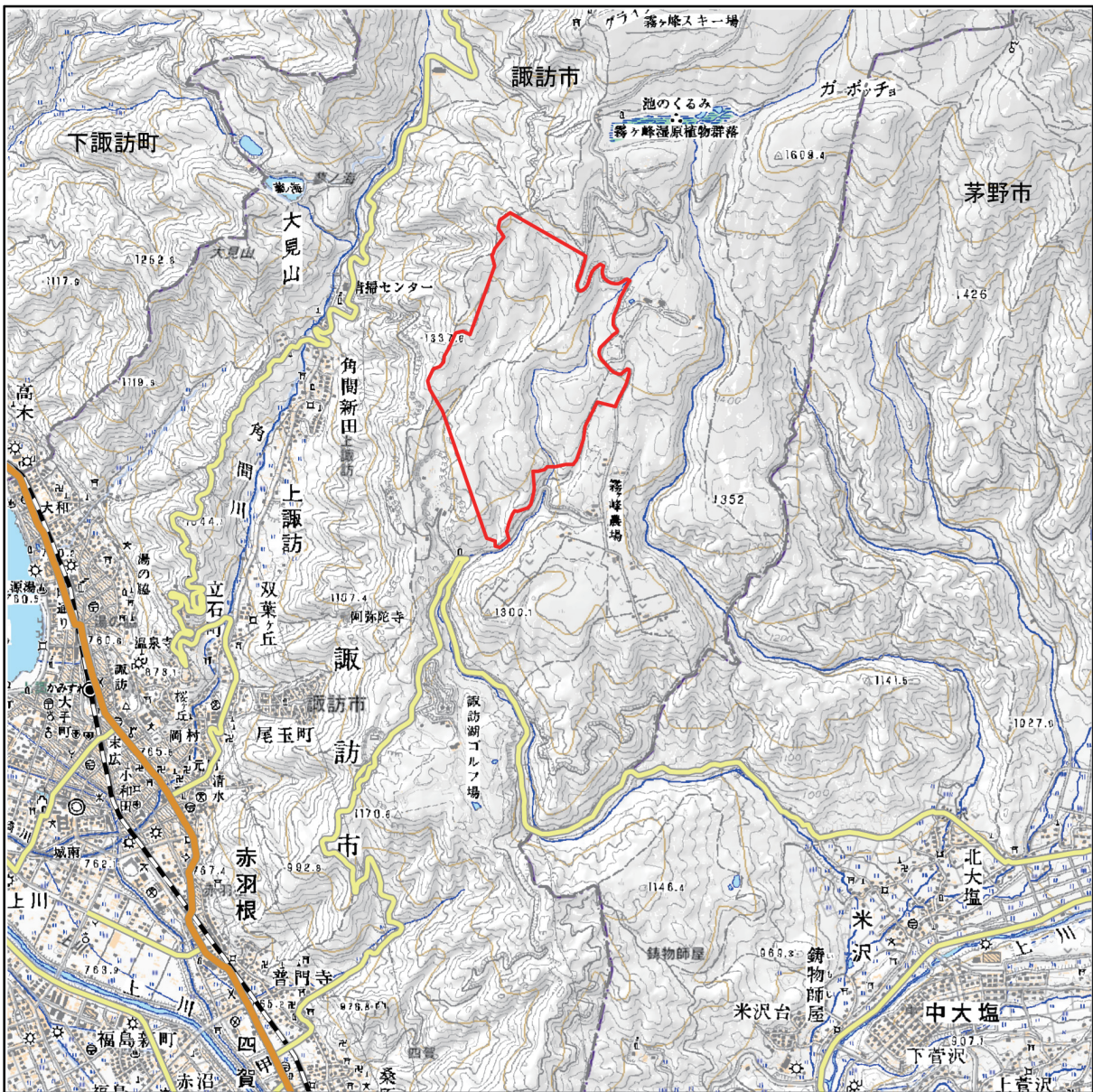
うち 太陽光パネル敷設面積：88.6ha

調整池面積：2.9ha

道路部面積：7.6ha

残地森林：97.4ha（湿地28ha含む）

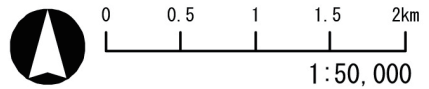
発電規模：約92.3MW（各種許認可手続きにより変動する可能性有）



凡例

対象事業実施区域

図 1-6-1
対象事業実施区域の位置
及び調査範囲



6-4 実施予定期間

本事業の実施予定期間を表 1-6-1 に示す。環境影響評価手続きを平成 27 年度～平成 31 年度にかけて実施する予定である。

再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）を活用し、令和 5 年度から 20 年間に渡り発電電力を中部電力株式会社に販売する予定である。また、制度活用終了後も、当社の電力小売事業（「L o o o p でんき」）の電源として活用していく予定である。

表 1-6-1 実施予定期間の概要

項目	平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	平成 31 年 度(令 和元 年度)	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度	令和 5 年 度
予備調査		■	■								
林地開発許可手続		■	■	■	■	■	■				
環境影響評価手続			■	■	■	■	■				
設計・建設工事								■	■	■	
試運転											■
送電開始											■

6-5 事業計画

1. 方法書時点からの事業計画の見直しについて

方法書に対する環境影響評価手続において、住民、関係市長等から事業計画に対する複数の意見が寄せられた。これらの意見に対応しつつ、本事業の実施による影響と環境保全措置について検討を行った。特に課題となったのは、調整池の建設に伴って発生する残土の処理についてであり、方法書段階の事業計画を含む複数案の検討を行った。検討した複数の変更案の概要を表 1-6-2 に、残土処理による環境要素別に想定される影響の比較検討結果を表 1-6-3 に示す。

表 1-6-2 事業計画（残土処理）の変更案

事業計画案	残土処理の方法
①案	対象事業実施区域内の沢筋へ盛土を行う（方法書段階の計画）
②案	対象事業実施区域内において①案とは別の 2 箇所への盛土
③案	対象事業実施区域外（近傍）への場外搬出
④案	対象事業実施区域外（遠方）への場外搬出

表 1-6-3 事業計画変更案ごとの残土処理により想定される影響の比較検討結果

環境要素	①案（方法書案）	②案（場内盛土案）	③案（近場搬出案）	④案（遠方搬出案）
大気質	○残土運搬車両の走行が場内に限られ、主な影響の発生源は対象事業実施区域に限定される。	○残土運搬車両の走行が場内に限られ、主な影響の発生源は対象事業実施区域に限定される	○残土運搬車両の走行が場内に加え、事業地近傍の周辺部に及ぶ。主な影響の発生源は対象事業実施区域とその周辺に限定される。	×場内及び周辺のみならず遠方まで車両が走行し広範囲において影響が想定される。
騒音・振動	○残土運搬車両の走行が場内に限られ、主な影響の発生源は対象事業実施区域に限定される。	○残土運搬車両の走行が場内に限られ、主な影響の発生源は対象事業実施区域に限定される。	○残土運搬車両の走行が場内に加え、事業地近傍の周辺部に及ぶ。主な影響の発生源は対象事業実施区域とその周辺に限定される。	×場内及び周辺のみならず遠方まで車両が走行し広範囲において影響が想定される。
地形・地質	△盛土部における土地の安定性への影響が想定され、河川部の盛土であることから設計上十分な配慮が必要となる。	△盛土部における土地の安定性への影響が想定される。	◎対象事業実施区域内において残土処理による影響は想定されない。	◎対象事業実施区域内において残土処理による影響は想定されない。
動植物	×設計段階で湿地等特に重要な生息・生育環境の改変を回避しているものの、河川部に盛土を設置することから、重要な生息・生育環境の消失や分断等の影響が想定される。	△設計段階で可能な限り盛土による重要な生息・生育環境の消失や分断の影響を回避しているものの、盛土の設置により生息・生育環境の消失等の影響が想定される。	◎対象事業実施区域内において残土処理による影響は想定されない。	◎対象事業実施区域内において残土処理による影響は想定されない。
温室効果ガス等	○残土運搬車両の走行による影響が想定されるが走行距離は短い。	○残土運搬車両の走行による影響が想定されるが走行距離は短い。	○残土運搬車両の走行による影響が想定されるが走行距離は短い。	×残土運搬車両の走行による影響が想定され、また走行距離が長くなる可能性が高い。
課題	・河川の連続性が失われる。 ・盛り土の安定性に十分な配慮が必要。	・盛土により谷部の自然環境が失われる。 ・湿地への土砂流入に対する配慮が必要。	・残土運搬車両の走行による周辺域への影響が想定される。	・残土の受け入れ先を確保する必要がある ・運搬車両の走行による広範囲への影響が想定される。
総合評価	○	○	◎	△

※環境要素は、計画内容から想定して比較対象となると考えられるものを選定した。

※各影響要素の評価、及び総合評価は、影響程度を定性的に検討し、その大きさを相対的に◎<○<△<×とした。

検討の結果、表 1-6-2 における③案が、環境負荷が最も小さいと評価できることから、この案を採用し、対象事業実施区域近傍へ搬出する計画とした。加えて、特徴的な環境である湿地の保全、注目すべき種の生息環境の確保、河川の連続性の確保等、環境への影響を可能な限り緩和させることを目的として、土地利用計画を含む事業計画を変更した。

本事業により発生した残土 18.7 万 m³を、隣接する揚口の沢鉄平石採石場及び近隣の村松鉄平石場に搬出する。残土は採石場地権者である上桑原山林組合及び上桑原牧野農業協同組合へ引き渡す。両組合は残土を上記の採石場で採石業を営む採石事業者へ提供し、採石事業者は採石法に基づく採取跡地整備を行う。採取跡地整備は図 1-6-2 残土搬出先位置図に示す揚口の沢鉄平石採石場の A および B で示す範囲ならびに村松鉄平石場において、「採石技術指導基準書」（平成 15 年経済産業省資源エネルギー庁）に基づき実施され、採取跡地整備により、揚口の沢鉄平石採石場の A 箇所で約 4 万 m³、B 箇所で約 12.7 万 m³、村松鉄平石場で約 2 万 m³の残土を再利用する計画である。またこの残土の再利用にあたって、A 箇所（約 4.7 万 m²）において 0.6 万 m²が、B 箇所（約 7.0 万 m²）において約 2.3 万 m²の土地が利用される。残土搬出及び採取跡地整備は、採石法に則り採取計画（採取計画においては災害防止のための方法及び施設に関する事項の一内容として「掘削終了時の措置」を定めなければならない。）を定めて認可を受ける等の必要な法令の手続きを経た上で行う。残土の保管場所は採石法に基づく認可を受けた採石場内に限るものとし、採石場外においての残土の再利用、残土の保管は行わない計画である。なお、採取跡地整備は、採石業者が採石事業の一環として行うものであり、本事業者が行う事業とは別事業であるが、本事業者は引き渡す残土に責任を持つため、採取跡地整備が安全に行われるように必要となる、残土の量及び土質の情報提供、残土処理方法、管理方法の照査を採取跡地整備が完了するまで行う。

また、両組合との取り決めにおいて、引き渡しを行う残土に汚染土が含まれない事を引き渡しの条件としており、残土に対し、土壤汚染対策法に基づく第一種～第三種特定有害物質の溶出量試験を 5,000 m³毎に行う事を基本に、両組合及び採石事業者との協議により試験内容を決定し、土壤分析を行う。その結果証明書と準備書において記載する土壤汚染に係る調査結果は、両組合及び採石事業者へ情報提供する。

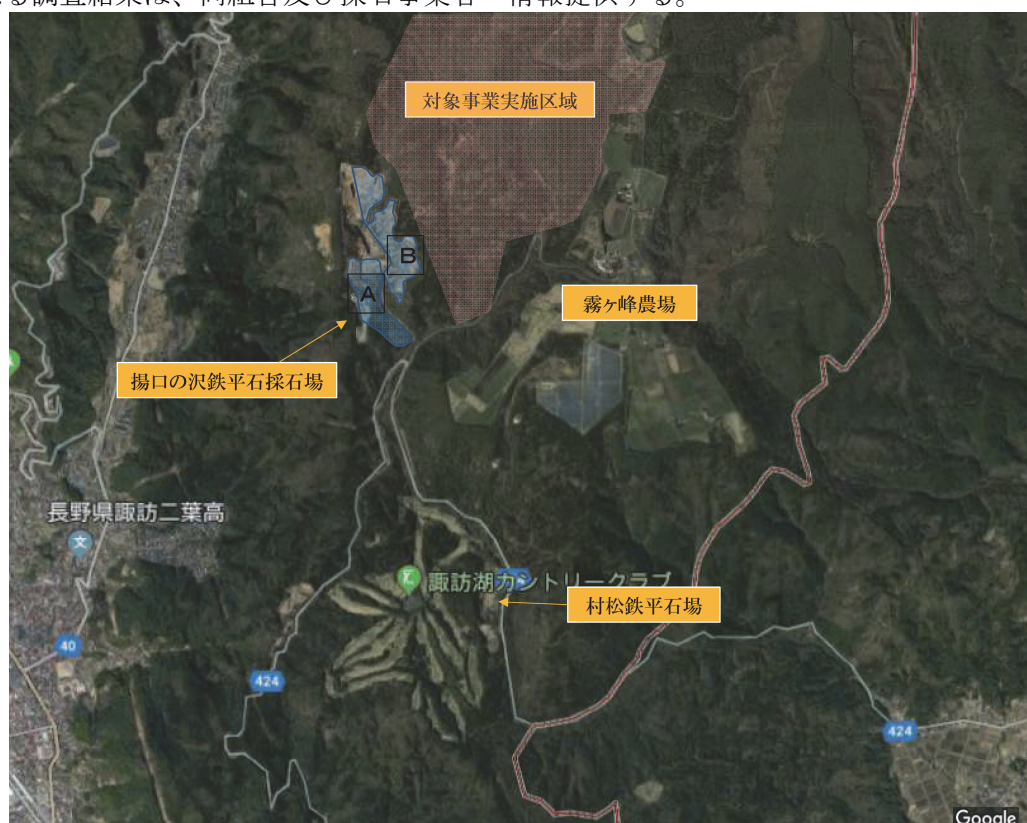


図 1-6-2 残土搬出先位置図

変更前の土地利用計画（①案）を図 1-6-3 に、盛土の位置を検討した土地利用計画（②案）の変更の過程を図 1-6-4 に、変更後の土地利用計画（③案）及び事業計画の変更の概要を図 1-6-5 及び表 1-6-4 に示す。

表 1-6-4 環境保全対策のための事業計画の変更の概要

環境保全対策	事業計画の変更内容
湿地の保全	・保全区域の拡大
植物貴重種生育地の保全	・保全区域の拡大
河川の連続性の確保 動植物生息・生育環境の保全	・盛土計画の見直し（残土の場外搬出） ・保全区域幅の拡大 ・対象事業実施区域内での残土処理の見直し
猛禽類営巣地の保全	・調整池計画の見直し（調整池を 4 箇所から 3 箇所に削減） ・保全区域の拡大
事業計画全体	・事業実施区域の拡大（8.5ha、4.3%増）



図 1-6-3 土地利用計画 (方法書段階 ①案)